

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準公開草案第32号（企業会計基準第12号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第31号（企業会計基準適用指針第14号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
（平成20年7月31日公表）

2. コメント募集期間

平成20年7月31日～平成20年9月19日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
（平成XX年XX月XX日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	あずさ監査法人 品質管理部（大阪）
CL02	（社）日本貿易会 総務グループ
CL03	日本公認会計士協会 業務本部

４．主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
 「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
 また、以下の「コメント概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
1. セグメント情報等に関する事項の開示内容		
1) 報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合の注記について	<p>報告セグメントの資産について、配分基準の変更により、報告資産の金額に著しい変動があった場合に、その概要（基準(案)第19項(7)②、第25項(5-2)②）の注記は必要ないのか。また、配分基準を変更したときにその影響(基準(案)第19項(7)③、第25項(5-2)③)の注記は必要ないのか。</p> <p>基準(案)第19項(7)②、第25項(5-2)②において、「企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要」について注記することとされているが、四半期会計基準及び四半期連結財規では別途企業結合に関する注記があり、既にその概要や影響を記載することになっている為、セグメント別明細については、四半期報告書で開示する必要性につき、再検討願いたい。</p> <p>また、通常の事業活動に伴う資産の増加又は減少は上記変動には含まないとの認識で良いか。</p>	
2) 報告セグメントの変更等の注記について	<p>適用指針(案)第40項では、「組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更があった場合、前年度の対応する期首からの累計期間に係るセグメント情報を変更後の区分方法により作り直した情報を記載する」と定めており、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、当期首からの累計期間に係るセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を記載する方法や、概算額の記載及び記載金額の算定が困難な場合にその旨及びその理由の記載も可能とする措置も講じられている。しかしながら、45日以内という四半期開示の適時性を考慮すると、原則開示は相当の負担を要する場合は考えられ、結果として、企業側の期中における組織変更の意思決定に影響を及ぼす可能性もある。</p> <p>従い、原則開示としては現行の適用指針通り、変更の理由及び当該変更が当期の累計期間に係るセグメント情報に与える影響額の記載までに留め、前年度の累計期間セグメント情報の変更後の区分方法による作成開示は、任意開示とすることについて検討願いたい。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>3) 重要な減損損失の認識、のれんの金額に重要な変動が生じた場合のセグメント別の概要の注記について</p>	<p>今回の改正が企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」との平仄を取ることを目的とするものであることは理解できる。</p> <p>しかしながら減損損失（のれんを含む）については、減損損失に係る注記が四半期報告書の注記項目（四半期損益計算書関係）として求められていないことから、セグメント情報の開示の為に追加的な作業が必要となる。</p> <p>迅速性、適時性という四半期開示の趣旨及び当該情報の有用性を勘案した場合、追加作業を行ってまで開示を行う意義は見出し難いため、四半期報告書において注記対象外としていただくことを検討願いたい。</p> <p>基準(案)第19項(7)⑥ののれんの金額の重要な変動は、基準(案)第19項(7)⑤により、のれんの減損損失は除くということによいか。もしそうであれば、減損損失の認識による重要な変動は除く旨を明示していただきたい。</p>	
<p>4) のれんの金額に重要な変動が生じた場合の注記について</p>	<p>基準(案)第19項(7)⑥の、のれんの金額の「重要な変動」の比較対象は前年末であることを明示すべきである。また、当該事項は「重要な」変動が生じた場合に注記することとされているが、「著しい」変動が生じた場合に注記することとすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>基準(案)第19項(7)②報告セグメントの資産の金額の変動は、適用指針(案)第42項で、前年度末の金額と比較して判断することが明示されているが、のれんの金額については、その比較対象が明らかではない。のれんの金額の変動に関する比較対象を前四半期とする特別な理由はないと考えられるため、比較対象は前年末であることを明示すべきである。</p> <p>また、のれんの金額について「重要な」変動が生じた場合に注記することとされているが、四半期における他の変動情報は、「著しい」変動とされていること、公開草案では重要な減損損失を認識した場合に報告セグメント別の概要を求めていること（この点については項目3)のコメント参照）、また企業結合に関する注記も年度末と同様の注記が求められていることを踏まえれば、注記は「著しい」変動の場合に求めることとすべきである。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応
２．適用初年度の取扱い		
5) のれんの金額に重要な変動が生じた場合の適用初年度の取扱いについて	<p>基準(案)第 28-3 項では、基準(案)第 19 項(7)⑥の適用初年度の取扱いが示されていないが、基準(案)第 19 項(7)②及び③と同様、適用初年度は開示不要とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>基準(案)第 19 項(7)②及び③は、適用初年度は開示不要とされているが、のれんの変動情報の比較対象時期に関する当協会の理解が正しいとすれば、基準(案)第 19 項(7)⑥も、適用初年度は開示不要として取扱うべきと考える。</p>	
6) 第 2 四半期から報告セグメントの変更等を行った場合について	<p>第 19 項(7)③は、適用初年度は開示不要とされているが、適用初年度の第 2 四半期から報告セグメント等の変更をした場合は、注記は不要でよいのか明示すべきである。</p>	
３．その他		
7) セグメント情報に係る変更に関して	<p>記載対象セグメント及び営業費用の配分方法等を四半期会計期間において変更した場合並びに四半期連結財務諸表に係る会計処理の原則及び手続を変更した場合には、年度に準じた記載方法により、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響額を記載することとされているが、セグメント情報に与える影響額の記載は、四半期連結会計期間及び期首からの累計期間の両方に対して記載するのではなく、基準(案)第 19 項(2)の重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合の扱いと同様に、期首からの累計期間への影響のみを記載することを明示していただきたい。</p>	

以上